

第1 基本的考え方

1. 金融持株会社に対する検査の目的及び位置付け

金融持株会社（注1）の子会社である銀行、保険会社又は証券会社（以下「金融機関」という。）及び金融持株会社は、私企業であり、自己責任原則に則った経営が基本である。

しかし、銀行の資金供給面における機能は一国の経済活動全体にとって大きな意義を有している。一銀行の破綻であっても、連鎖反応により、金融システム全体に、さらには信用収縮等を通じて経済全体に重大な影響が及ぶ場合がある。また、預金者等の利益は適切に保護されなければならない。

保険会社は、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万一事故が発生した場合には経済生活の連續性を保障するという重要な役割を担っており、保険会社の保障機能は国民経済及び国民生活の基礎となっている。このような観点から、保険契約者等の利益は適切に保護されなければならない。

証券会社は、証券市場の中心的な担い手として、その公正性と効率性の確保において主要な役割を果たすべき立場にある。また、証券会社は、仲介者として、投資者の証券市場へのアクセスを提供する役割を有していることから、投資者保護を図る上でも重要な位置を占めている。仲介者たる証券会社が信頼を失ってしまえば、証券市場自体が機能しなくなるということに留意する必要がある。

こうした性格を有する金融機関を子会社とする金融持株会社が、金融持株会社グループ（注2）におけるグループ内会社（注3）の経営資源を総合的に活用して事業を展開するような場合には、以下に述べるようなリスクを十分に認識する必要がある。すなわち、例えば、金融持株会社グループ全体の経営方針が子会社である金融機関の財務の健全性を歪めたり、グループ内会社において顕在化したリスクがグループの一体性を通じてグループ内の他の金融機関に波及するといったリスクである。このようなリスクが存在する場合には、金融持株会社の子会社である銀行もしくは保険会社の業務の健全かつ適切な運営、又は金融持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性（以下「健全性等」という。）の確保に重大な影響を及ぼす可能性がある。

このような点を踏まえ、銀行持株会社に対する検査は、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」（銀行法第52条の32）、保険持株会社に対する検査は、「保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため」（保険業法第271条の28）、証券持株会社に対する検査は、証券会社の取引の公正及び業務の健全性を確保し、「公益又は投資者保護」（証券取引法第59条）を図るために行うものである。

金融持株会社に対する検査は、これらの目的のために行うものであり、特に複数の業態の金融機関を子会社とする金融持株会社に対する検査に際しては、銀行法、保険業法、証券取引法

それぞれの目的を踏まえ、検査の位置付け及び内容について十分に注意を払う必要がある。

そもそも、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等は、検査のみによって確保されるべきものではない。金融持株会社及び子会社である金融機関の健全性等の確保は、まず自己責任と市場規律によって達成されるべきものである。

グループ内会社はそれぞれ独立した法人として自己責任原則に基づき経営を行うことが基本であるが、金融持株会社は、親会社又は株主として、子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から適切な管理が行われているかどうかを把握することが可能な立場にある。

また、金融持株会社グループ全体の経営方針及び財務・業務に係る情報は、金融持株会社を通じて開示される。このような情報開示は、金融持株会社及び子会社である金融機関の自己規律を高め、金融持株会社及び子会社である金融機関の健全性等の確保に向けた取組みを促進する。すなわち、金融持株会社は、子会社である金融機関に対して市場規律が働くための中継機能を果たす上で、重要な役割を担っている。

このような中で、金融持株会社の経営陣には、何よりもまず、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等の確保に努めることが求められる。また、監査役は、内部管理体制の充実において、取締役の職務の執行を監査するという重要な役割を担っており、自らの職責を十分に果たすことが求められる。さらに、会計監査人等は、こうした内部管理体制の状況を的確に把握し、金融持株会社グループから独立した立場で、財務諸表監査等を通じて、厳正な外部監査を実施することが求められる。

2. 金融持株会社グループに係る着眼点

金融持株会社に対する検査に際し、検査官は特に以下の点に留意する必要がある。

(1) グループの経営方針と資源配分

金融持株会社の子会社である金融機関は、それぞれ独立した法人であり、自己責任原則に基づき、適切な自己資本の維持を含め、自ら健全性等の確保に努めることが求められる。

しかしながら、金融持株会社グループにおいて、金融持株会社のみが株式市場に接触し、グループ内会社の資本調達を一手に引き受けているような場合には、子会社である金融機関が財務基盤の充実を図る上で、金融持株会社の存在は不可欠となる。このような状況が存在する場合、金融持株会社には、子会社である金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するような資本を維持していくことが求められる。

また、金融持株会社が採用するグループの経営方針及び戦略目標の決定、並びにこれに基づくグループ内の資源配分等（金融持株会社による子会社に対する資本配分、グループ内取引等を通じたリスク・資本等の移転、人員配置など）は、基本的には経営判断に委ねられるものであるが、例えば、グループ内の資源配分等の結果、ある特定の領域にリスクが集中し、

金融機関の健全性等の確保に重大な影響を及ぼすような可能性がある。

したがって、金融持株会社には、子会社である金融機関の健全性等の確保と整合的な経営方針及び戦略目標の決定、並びにこれに基づくグループ内の資源配分等を行うことが求められる。

(2) グループ内取引等

グループ内取引等（注4）は、グループ内会社間のシナジー効果を生み出し、コストの最小化と利益の最大化、リスク管理の向上及び効果的な自己資本と資金調達の管理に資するものである。

しかしながら、グループ内取引等は、グループ内でのリスク移転を伴う側面があることから、金融機関の業務の健全性等に重大な影響を及ぼす可能性があり、また、法令等に則した適切な対応等が行われていない場合には、グループ内において取引の公正性が歪められたり、金融機関の業務の適切性が損なわれたりする可能性がある。

したがって、取引当事者たる金融機関には、まずは独立した法人として、自己責任原則に則り、グループ内取引等に係る法令等遵守及びリスク管理に関して適切な態勢を構築することが求められる。その上で、金融持株会社グループを管理する機能を果たす立場にある金融持株会社には、グループ内取引等が子会社である金融機関の健全性等の確保に及ぼす影響を十分に理解した上で、当該健全性等の確保に努めることが求められる。

(3) リスクの波及

金融持株会社及びグループ内会社は、それぞれ法人として独立した存在であり、基本的には、自己責任に基づき構築する内部管理態勢により、それに求められる健全性等の確保に努める必要がある。

しかしながら、グループ内会社で顕在化したリスクが、風評やグループ内取引等を通じてグループ内の他の金融機関に波及する可能性があり、個々の金融機関がリスク管理を行うだけではそれに求められる健全性等の確保が十分に図れない場合も想定される。

したがって、金融持株会社グループを管理する機能を果たす立場にある金融持株会社には、グループ内会社間のリスク波及が子会社である金融機関の健全性等の確保に与える影響を十分に理解した上で、金融持株会社及び子会社である金融機関の健全性等の確保に努めることが求められる。

3. 検査マニュアルの位置付け等

(1) 検査マニュアルの位置付け

「金融持株会社に係る検査マニュアル」は、金融持株会社に対する検査に際し、金融持株会社グループにおいて構築されている内部管理態勢が、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点を整理したものであり、あくまでも検査官が金融持株会社に対して検査を実施する際に用いる手引書として位置付けられるものである。

金融持株会社においては、自己責任原則の下、本マニュアルの趣旨を踏まえ、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模や特性、金融持株会社が担う役割などに応じた規程等を自主的に作成し、子会社である金融機関の健全性等の確保に努めることが期待される。

(2) 検査マニュアルの構成

本マニュアルは、金融持株会社に対する検査に係る留意事項を取りまとめた「基本的考え方」（銀行持株会社、保険持株会社、証券持株会社に共通。）と、検査官が検査に際し、グループの内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を取りまとめたチェックリスト（銀行持株会社に係るチェックリスト、保険持株会社に係るチェックリスト及び証券持株会社に係るチェックリスト。以下「業態別チェックリスト」という。）により構成される。

(3) 検査マニュアルの適用

検査に際しては、「基本的考え方」に加え、金融持株会社の業態に沿った業態別チェックリストを用いてグループの内部管理態勢の検証を実施する。

具体的には、銀行持株会社に対する検査に際しては「銀行持株会社に係るチェックリスト」、保険持株会社に対する検査に際しては「保険持株会社に係るチェックリスト」、証券持株会社に対する検査に際しては「証券持株会社に係るチェックリスト」を、それぞれ用いることとなる。

また、金融持株会社が、複数の業態の金融機関を子会社として有する場合には、複数の業態別チェックリストを必要に応じて用いる。例えば銀行持株会社の子会社に、銀行の他、保険会社と証券会社が存在する場合には、「銀行持株会社に係るチェックリスト」の他、「保険持株会社に係るチェックリスト」や「証券持株会社に係るチェックリスト」も、必要に応じて用いることとなる。

なお、本マニュアルは、金融持株会社の検証項目として主要なもの（グループの経営管理（ガバナンス）態勢、自己資本管理態勢及び統合的リスク管理態勢）を記載しているが、各管理態勢の検証に当たっては、金融持株会社の形態は様々であることを踏まえ、それぞれの金融持株会社の役割・責任に応じて、適宜、「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」の該当部分を用いて各管理態勢の検証を行うことに留意する。

4. 検査実施上の留意点等

(1) 金融持株会社に対する検査を実施する際の留意点

① 本マニュアルの適用に当たっての留意点

金融持株会社グループは、例えば複数の業態の金融機関を子会社として有する場合もあるなど、その様態の違いによりグループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なる。また、現実に存在する金融持株会社グループの形態は、グループによって区別があり、その結果、グループにおける管理態勢や金融持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。本マニュアルは、こうした金融持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本マニュアルに記載されているチェックリストの内容の全てを各々の金融持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。

したがって、本マニュアルの適用に当たっては、チェック項目に記述されている字義通りの対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応が子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。なお、チェック項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、子会社である金融機関の健全性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

検査官は、まず、金融持株会社グループの実態を十分に把握したうえで、本マニュアルのチェックリストを活用しながら、金融持株会社グループの管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する必要があり、立入検査に際しては、金融持株会社と十分な意見交換を行う必要がある。

② 業態の特性に係る留意点

金融持株会社に対する検査の実施に際しては、業態による以下の特性に留意する必要がある。

i 銀行持株会社

銀行持株会社に対する検査は、子会社である「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要がある」(銀行法第52条の32第1項)と認められる場合に実施するものとされている。

これは、「銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資する」(銀行法第1条第1項)ことを目的としているためである。

ii 保険持株会社

保険持株会社に対する検査は、子会社である「保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため」、子会社である保険会社に対して検査を実施する場合において、「特に必要がある」（保険業法第271条の28第1項）と認められる場合に実施するものとされている。

これは、「保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資する」（保険業法第1条）ことを目的としているためである。

iii 証券持株会社

証券持株会社に対する検査は、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当である」と認められる場合に、子会社である「証券会社の営業又は財産に関し必要な検査」（証券取引法第59条第1項）を実施するものとされている。

これは、「国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめる」（証券取引法第1条）ことを目的としているためである。

（参考）検査権限に係る規定

	銀 行 法	保 険 業 法	証券取引法
銀行・保険会社・証券会社(※1)	第25条第1項	第129条第1項	第59条第1項
金融持株会社	第52条の32第1項	第271条の28第1項	第59条第1項
金融持株会社の子会社	第52条の32第2項	第271条の28第2項	第59条第1項(※2)

※1 銀行とは、銀行法第2条第1項に定める銀行をいう。

保険会社とは、保険業法第2条第2項に定める保険会社をいう。

証券会社とは、証券取引法第2条第9項に定める証券会社をいう。

※2 証券持株会社の子会社が、証券会社と取引をする者である場合の監督検査権限（報告若しくは資料の提出命令）。

（2）金融持株会社に対する検査を実施する際の手順

金融持株会社に対する検査に際しては、以下のような手順を踏んで実施することに留意する。

- ① 金融持株会社グループの実態を把握し、金融持株会社やグループ内会社が、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等の確保に及ぼす影響を把握する。

なお、金融持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、当該複数の金融機関が、お互いの健全性等の確保に及ぼし合う影響も把握する必要がある。
- ② 上記①の影響が生じる原因を、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、業態別チェックリストのチェック項目に沿って検証を実施する。

なお、金融持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、上記①の影響が生じる原因を、それぞれの金融機関の健全性等の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、検証する必要がある。
- ③ 業態別チェックリストのチェック項目に沿った管理態勢が構築されていない場合には、グループとしての対応が、子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から問題ないかどうかを検証する。

(3) 子会社である金融機関に対する検査を実施する際の留意点

金融持株会社の子会社である金融機関の経営陣には、何よりもまず、内部管理態勢を充実させることにより、自らの責任において、その健全性等を確保することが求められる。子会社である金融機関は、内部管理機能の一部を金融持株会社に委託し、金融持株会社グループとしての内部管理の効率化を図ることも想定されるが、そのような場合であっても、金融機関自らの管理責任が軽減されるわけではない。

したがって、検査官は、子会社である金融機関に対する検査に際し、特に以下の点に留意する必要がある。

- ① 金融持株会社及びグループ内会社が子会社である金融機関の健全性等の確保に重大な影響を及ぼしていないか。また、当該金融機関の健全性等の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引等や兼任関係が存在しないか。
- ② 子会社である金融機関の内部管理機能の一部を金融持株会社が担っている場合、その役割を金融持株会社が担うことにより、当該金融機関の健全性等を損ねこととなるような状況となっていないか。

(注1) 本マニュアルにおける「金融持株会社」とは、銀行法第2条第13項に定める「銀行持株会社」、長期信用銀行法第16条の4に定める「長期信用銀行持株会社」、保険業法第2条第16項に定める「保険持株会社」又は証券取引法第59条第1項に定める証券会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項第1号に規定する持株会社。本マニュアルにおいて、「証券持株会社」という。）のいずれか、又はこれらの複数に該当する持株会社をいう。なお、「長期信用銀行持株会社」に係る本マニュアルの適用については、特段の定めがない限り、「銀行持株会社」に係るものと準用する。

(注2) 本マニュアルにおける「金融持株会社グループ」又は「グループ」とは、①金融持株会社、②その子会社である金融機関及び③当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいう。

なお、ここにいう③の「当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」とは、金融持株会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用対象となる会社をいう。

(注3) 本マニュアルにおける「グループ内会社」とは、金融持株会社グループを構成する会社のうち、金融持株会社を除く会社をいう。

(注4) 本マニュアルにおける「グループ内取引等」とは、金融持株会社の子会社である金融機関が、金融持株会社又はグループ内会社との間で行う取引又は行為をいう。

(注5) グループ内会社に対する管理態勢の検証を行うに際して、例えば、金融持株会社の子会社である金融機関が、グループ内会社を直接管理しているような場合には、当該金融機関が行っている管理態勢を検証すれば、グループとしての管理態勢の検証を行ってよい得るケースがあることに留意する。

(注6) 本マニュアルは、原則として会社法上の監査役（会）設置会社である金融持株会社及びグループ内会社を念頭において記述されている。金融持株会社及びグループ内会社の種類によってはチェック項目に法令上必ずしも求められない事項が含まれていることに留意する。

① 金融持株会社及びグループ内会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）、執行役等の機関等が、それぞれに与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から、以下の点に留意して検

証を行う。

(i) 業務執行権限を有するのは執行役であり、取締役には、原則として、業務執行権限がない。

(ii) 取締役会は、その決議により、業務の決定権限を執行役に委任することができる。

(iii) 取締役会は、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

(iv) 監査権限は監査委員会にあり、監査委員個人に監査権限が認められるものではない（監査委員会が指名した監査委員が委員会の権限を行使する）。

② 担当取締役としての役割及び責任について、いわゆる執行役員（非取締役）が担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チェックリスト上担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証するものとする。

(注7) チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該金融持株会社が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内容を字義どおり達成することを求めるものではなく、グループの業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。

(注8) 本マニュアル中の用語については以下による。

① 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身において実質的議論を行い内容を決定することが求められるが、その原案の検討を他の会議体、部門又は部署で行うことを妨げるものではない。

② 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織（以下「常務会等」という。）も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後の検証を可能としていることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。

③ 「内部規程」とは、経営方針等に則り、業務に関する取り決め等を記載したグループ内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。

- ④ 「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。
- ⑤ 「モニタリング」には、監視することのみならず、警告その他の具体的な抑止行動を行うことも含む。
- ⑥ 「リスク・プロファイル」とは、各リスクが有する特徴を表す様々な要素により構成されるものを総称している。